

平成26年7月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成26年7月24日（木） 午後1時30分～午後4時00分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市内保町2490-1 長浜市役所浅井支所2階）

3. 出席委員

委員長	桐山恵行
委員（委員長職務代理者）	井関真弓
委員	西橋義仁
委員	川口直
委員	北川貢造（教育長）

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

部長	嶋田孝次
理事兼教育改革推進室長	板山英信
教育総務課長	山田昌宏
教育指導課長	杉本義明
すこやか教育推進課長	山田隆司
幼児課長	小川尚久
生涯学習・文化スポーツ課長	岩坪健一
文化財保護センター所長	森口訓男
歴史文化推進室長	太田浩司
図書館運営室長	川瀬修
教育センター所長	北川清治
学校給食室長	金森和善
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	隼瀬愛
教育指導課主幹	西村万里子

6. 傍聴者
1名

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会
2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

6月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第27号 平成27年度教科用図書の採択について

日程第5 協議・報告事項

(1) いじめ防止基本方針の策定について

(2) 学期末報告について

日程第6 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

委員長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

井関真弓委員、北川貢造委員

3. 会議録の承認

6月定例会

特に指摘事項はなく、6月定例会会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：5点報告いたします。1点目は、教育改革推進室の取組み状況について、今年度、本市の重要な教育課題に対し課の横断的な組織で対応するため、教育改革推進室を設置しました。この室は理事を室長として、毎月2回の会議を開き、熱の入った議論をしています。これまで進めてきた協議の内容を報告します。1つは昨年度に策定し、今年度啓発に重点を置いている長浜子育て憲章・子どものちかいについて、どのようにして市民の皆様にご存知いただき、市民一体となってこの憲章に基づく子どもたちの育ちを達成していくかということについて、現在関係の市民団体等のところへ広く足を運び、話を進めています。現段階では全

での団体の皆様から一緒になって進めていきたいと思いますとのお応えをいただいております。この秋には具体的にどのような形で実践するのか詰めていきたいと思っております。2つめに、本市の小中学生の学力状況がどうであるかということについて、本市が10年来、小学校2年生から中学校3年生に毎年実施している基礎学力調査・学習状況調査・生活調査、小学1年生の語彙力調査、全国学力状況調査の3つを基礎データとして、データの分析が終わりました。とりわけ本市におきましては、小学校の学力をどう高めるか、学習は自分がやる以外にないという認識の元、小学校の低学年段階にきちんとした学習習慣をつけるような学習指導が必要だということで最終段階に入っており、一定の方策を検討しています。また、学校5日制の中で果たして授業時間や指導する時間は十分か、子どもたちが学びそして理解する時間は十分かという点で、委員会としてはやはり一定の学ぶ時間を確保する必要があるのではないかという結論に達してきており、長期休業中における休業日の短縮、あるいは土曜授業、放課後学習といった授業等について、一定の方策を委員会として出す方向で詰めを行っており、今後、具体的な形を提示していきたいと考えております。3つめに、いじめ防止について様々な分析が終わり、市のいじめ防止基本方針については、今年12月に完成させる予定で進めています。4つめには、学校の適正配置、学校統合につきましても分析が終わり、統合案を具体的に検討しています。8月の委員会、あるいは協議会で具体案について提示できるのではないかと考えています。以上の4つを中心に室ではこれまで話を進めてきています。

2点目に、小学校教科用図書採択につきまして、今年は4年に1度の採択年にあたっており、5月から7月中旬にかけ2ヵ月にわたり、米原市と長浜市の第5ブロックを単位として、採択協議会を組織し検討にあたりました。この2ヶ月間調査、研究にあたっていただきました教育委員会、現場の教員から構成される研究員に慎重に詳細に検討していただいた結果について報告を受け、7月15日の最終協議会で小学校11教科と特別支援教育のテキストを決めさせていただきました。委員の皆さんのきめ細やかな分析のもと、的確な採択ができたものと考えています。

3点目に、公立園の訪問については、6月30日から7月14日までの間に終わりました。幼児課を中心に園訪問の総括をした中で出てまいりました特徴的なことを申しあげますと、1つは、就学前教育がその後の小中学校生活、子どもたちの学び、人格形成の基礎をつくる点で、大変重要な任務を負っているという認識で一致しており、この数年長浜市の各園におきましては園長を中心に、就学前教育こそ教育の出発点であり原点である、土台になるという認識が進んだことを確認できたということです。それに基づき、各園での保育、教育課程が非常に体系的にできあ

がってきており、その核となっているのは、柳沢運動プログラムによる運動遊びで、今や全ての園で核になる保育活動に位置付けられていると考えられています。

更に、フラッシュカードやブレインストレッチ等々についても取組んでおり、質の高い保育教育が進んでいるという認識をしてまいりました。

4点目に、7月9日に7月を以って退職される15名のALTの皆さんとの懇談の場をもった時に、ALTの皆さんが率直に話されていたことを報告しますと、まず1つは小学校の英語教育、中学校の英語教育は地に足を付けてそれぞれ進んでいるが、小中の連携がないと言っていいと異口同音におっしゃっていました。小学校英語教育は新しい文科省の指針もありますが、長浜市は10年来やっており、聞いたり話したりするという点では随分とレベルが高いのですが、それが中学校の英語教育につながっていないということをおっしゃっていました。2つめは、各学校において職員がALTを職員としてみておらず、ALTが赴任先の先生方と一緒に学校の仕事をしたと考えていてもお客様扱いになっているというご意見がありました。このあたりのご意見を、これから活かし改善していきたいと考えております。

5点目に、事件事故事案についてですが、子どもをめぐる大きな事件、事故等は起きていませんが、夜間学校に侵入するという事案が発生しています。7月14日の午後11時過ぎとみられますが、長浜南小学校と閉校になりました上草野小学校の保健室を狙ったとみられる侵入事件が発生しました。30分の時間をおき、おそらく同一犯だと思われる人物がガラスを割って侵入する、または侵入しようとしており、すぐに警備会社へ異常が知らされ、いずれも30分後に警察も駆けつけ対応していただきましたが、未解決で終わっています。また昨日同じ2校において、同じような場所で同じようにガラスが割られているという事案が発生しており、同一犯による連続両校への侵入、あるいは侵入未遂事案として認識をしています。上草野小学校は現在閉校されており、管理を一日中しておらず警備会社に委託している状況です。長浜南小におきましてはわずかな期間に同じようなことが2回起こっていますので、事務局では警備や教室の管理がどうであったかについてきちんとした調査をしています。学校の危機管理体制を強化し、3回目が起こることのないようにしたいと思います。大きな被害は起こっていません。以上です。

桐山委員長：教育長の報告に対し、何か質問や意見はないか。

西橋委員：4点目のALTが15名退職される中、お客さん扱いであったという気持ちを持たれていたことは非常に残念である。私も現場にいた時に、そうなってはいけないと様々な行事への参加を促し、職員旅行も一緒に行ったりしたものだが、実態はどうなのか。小学校と中学校で違う部分があるのか。

理事：1つは、ALT自身の目的意識や資質の低下に原因があると思います。初期のALTは自ら日本に来て、日本の文化を積極的に吸収して、なおかつ日本の教育を英語を通じてやっていこうというような気概がありました。しかし近年は、待遇も良くこの機会に日本やアジアを旅行し見聞を広めようといった感覚のALTが多いように感じますし、姿勢もやはり受け身です。その1つが日本語の習

得状況にも表れており、積極的なALTは日本語を覚え、少しでも日本語でコミュニケーションを図ろうとしますが、そうでないALTはいつまでたっても受け身のままです。自分の殻に閉じこもってしまうというような傾向を持つALTもあり、毎年1回各校で実施してもらったALTの勤務評定においても、先生方の評価は非常にはっきりと分かれてきます。

西橋委員：お客さん扱いであったと意見を述べたALTは、何とか日本の先生方と深く交わりたいという希望を持っているからそのような感想をもったのではないかと思う。

教育指導課長：学校を掛け持ちしているALTもおりますので、そのあたりが疎遠となる要因であるのかもしれませんが。職員室での机の配置など、工夫や配慮をしていただいていると認識していますが、学校の方にもALTの意見を伝えていきたいと思っています。

理事：もう1点、中学校に比べ小学校の方が比較的、意欲を持ってやってられる方が多いように思われます。中学校のALTを活用した授業方法については、十分検討の余地があると思います。中学校では小学校のようにゲームや子どもたちが楽しむ時間を主体にすることはできません。英語教諭からすれば、やはり高校入試がありますので、中学校においてはALTはアシスタントのような役割になります。それに加えて言葉の壁があり、十分にコミュニケーションが図れません。このような現状を改善できるよう、教育指導課の英語担当の指導主事等も含め、小中での交流を次年度以降積極的に推進していこうと具体的な案を検討しているところです。

川口委員：小中連携については私も携わっていたことがあるが、小学校が一生懸命英語教育に取り組んでおられる姿を、中学校教員があまり理解できていないように感じた。授業を見ていないことが大きな原因だったのではないかと思うが、その後、様々な研修会を重ねるなかで、小学校教員と共に中学校教員も歩んでいこうという認識が開けてきていると耳にしている。お互いに仕事をもつなかで連携をとることはなかなか難しいと思うが、小中学校教育研究会には小学校、中学校それぞれに英語部会があると聞いているので、そういった部会を通じて進めることを考えてみてはどうか。また、先ほどの退職ALT15名から、日本の教育に携わって良かったことについては何も言っておられなかったのか。

教育長：良かったというよりも、日本の先生方は大変苦労されているということがわかりましたと言っておられました。教科指導だけではなく、生徒指導や多くの子どもたちが抱える問題に、非常に熱心に取り組んでおられ、大変だということがわかり良かったとおっしゃっておられました。また、日本の文化である剣道を習ったという方やお茶を習い資格を取るところまでいったという方、書道など日本の文化に触れることができたとおっしゃっている方もおられました。

桐山委員長：賛否両論あるが全国的に会話中心の指導を始める年齢を早める動きになってきていると思うのだが、今はアメリカ、イギリス、オーストラリアあたり

に限定されているALTについて、もう少し間口を広げてはどうか。厳密な発音等に小学生が拘らず、要は外国人を恐れないコミュニケーションを中心とするのであれば英語が話せるアジアの国の方でも、もっと意識の高い方がいらっしやると思うので検討してみてください。また、教育委員の先生方皆さん英語が専門の方が揃っていらっしやるので、今小中連携に行き詰っているのであれば、一度そのあたりのところを話し合えるような場をつくってみてはどうか。

教育指導課長：現場では、小学校で培ってきた話す、聞くということが、中学校でなかなか活かされない状況にあります。現在4年前に作った教材集の見直しについて小中で一緒になって取り組んでいるところです。

桐山委員長：もう1点、侵入事件の件で、おそらく警察に任せている部分が多いと思うのだが、防犯カメラ等の機能状況というのはどうであったのか。

教育総務課長：それぞれ両校とも防犯カメラは設置しており作動もしていました。既に捜査資料として提供もしていますが、夜間であったため、影などの明確な画像は残っていませんでした。県警の指導に基づき、感知式のライト等を設置することにより、防犯カメラの精度をあげることを検討しています。

5. 議案審議

委員長より、本日の会議に諮る予定の議案第27号については、教科用図書採択結果公開前の情報であり、公にすることにより、教科用図書の公正かつ適正な採択事務に支障をきたす恐れがあることから、当議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員一致で議決された。

議案第27号 平成27年度教科用図書の採択について（非公開）

委員長は事務局へ説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

6. 協議・報告事項

(1) 「いじめ防止基本方針の策定について」教育指導課長から資料に基づき説明があった。

川口委員：6月初めに大津市が全国に先駆けて55校全部の基本方針が出そろったと新聞に大きく出ていたが、ホームページ上に55校の重点的な取組みであるとか、具体的な目標について各校3項目から6項目がアップされており、また、彦根市も4月当初に基本方針を策定されたと聞いている。本市においても各学校が5月に基本方針を出されたということだが、本市の各学校に基本方針を策定するという指導をされた時に、どのような視点から策定を指導されたのかということが1点で、また、学校よりも市の方が策定が遅くなるわけだが、どのように整合性を図られるのかということが1点、最後に、なぜ今この時期に策定するのか

をお聞きする。

教育指導課長：1点目のご質問ですが、基本的にはいじめ防止、早期発見、いじめへの対処、教員が子どもと向き合うことのできる体制の整備、そのようなところについて指示を出しています。整合性ですが、学校で策定していただく時に既に出ていた県や国を例示し、概ねこのような形で市としても考えていると提示をしました。なおかつ、先ほど申しあげたようなポイントについて必ず盛り込むように指示を出しています。なぜ今になったかというご質問ですが、法の中でも捉え方によっては基本方針をつくらなくてもいいというような表現であったのですが、今回は作ることが望ましいという方向性で国、県とも方針を出してきましたので、市としても当然これから起こるであろう様々な学校での問題対応について、市をあげて皆さんで解決をしていくという方向性をきちんと持つという意味でもつくっておくことが大事だと考え策定をするものです。

川口委員：今理由をお聞きし一定納得はするものの、策定しなければいけないものであるのならば、学校現場より早く出すのが普通だと思うので、今後はそのように進めていただきたい。

教育指導課長：市の基本方針との整合性についても学校ともきちんと連携をとり進めていきたいと思えます。

理事：教育改革推進室でもこれから協議を深めていきますが、未然防止、早期発見、早期対応、これはもちろん重要なことではあると思えます。長浜市としてそこにはどのようなものを加えていくかについて、今議論している段階ではありますが、やはり死んではいけない、命は大事にしなければいけない、いじめに負けないということを、基本方針の中に盛り込めないかと考えております。

井関委員：平成26年5月に長浜市内全ての小中学校で定められたということだが、学校の中だけでなく、子どもへの日頃の見守りであるとか、生活のことについて保護者の協力も大変重要だと思うが、学校の方針についてはどのように保護者の方に各学校が提示しているのか教えていただきたい。

教育指導課長：各学校では、生徒指導の問題に関する協議会や委員会などもつくられており、そこで諮られたものをPTAの総会、あるいは学校運営協議会、学校の広報誌等を出していただくようお願いしています。

井関委員：全ての学校で提示する必要があると書かれていたと思うが。

理事：学校だけで解決できる問題でない部分も多分にありますので、至急協議し各校へきちんとした具体的な連絡をさせていただきます。

桐山委員長：方針の中では地域の状況に応じた方針を定めるとなっており、長浜市とひとくくりにするには地域で色々と状況が違うように思うのだが、各小中であつてくられている方針というのは地域の状況を反映したような方針になっているのか。もしくはもっと漠然とした先ほどの3つのようなことにとどまっているのか教えていただきたい。

教育指導課長：現段階ではそこまで分析できていませんが、市で策定するまでに各

校の方針が地域の状況を反映したものであるのか確認したいと思います。

理事：ただ、各校で出してこられた基本方針を見ている範囲では、地域の状況、実態に応じて策定されていないものが多いです。いかにして早く見つけるのか、いかにして早く対応するのかというところが主要課題のような捉え方となっているように感じますが、未然防止に関しては工夫が見られる学校もありました。ある小学校では地域との交わりやつながりを持った特色ある教育活動をしており、よりそういった機会を広めて先生以外の大人との関わりのなかで、子どもたちの社会性の心を育てることで未然防止につなげようとしていたり、また、地域との関わりがない学校については家庭と共に取組む方向性を出している学校もあります。具体的な実行案については基本方針の段階では見えませんので、8月以降の校長会等で校長先生の意見を集めて検討をし、同時に市の方針にのせていける部分があればのせていきたいと思います。

西橋委員：先ほどの説明の中で、協議をする関係機関の中に警察が含まれており安心したのだが、いじめは学校においては危機管理の1つだと思っており、危機管理で一番大事なことは常に最悪を想定して今のような手を打つかということだと考えている。以前いじめに係わり、子ども同士は解決済みであったが、保護者がどうしても納得できなくてどんどんエスカレートした例があった。保護者は市の人権施策推進課から始まり、法務局、県、近畿、最終的には法務省へと、納得のいく回答を求め相談された。法務省までいくと、こちらから30枚もの報告書をあげて調査され、2ヶ月後ようやく学校の対応に問題はなかったという回答をいただいた。関係機関を警察だけに限らずできるだけ様々な機関から意見を聞くことが大切だと思うので、関係機関を増やしていただくと有難いと思う。

川口委員：関連して、保護者同士の意見の食い違いであったり、いじめを認めるか認めないか、どのレベルまでがいじめではないとするのか、それは誰が判断するのが難しく、子ども同士は学校の中でうまく解決しているのだが、親同士加害者になりたくないと思える故にいじめを認めようとしないうえ、解決に向かっていかず、現場では困っていた事例がたくさんあった。最終的に親がその子に係わるな、話しかけるなといった指導で終わってしまうこともあり、保護者に対する適切な指導も必要ではないかと思うので、いじめに関しての考え方や協力体制について学校側から保護者に研修会等の機会を設けてはどうかと思う。

(2)「学期末報告について」教育指導課長から資料に基づき報告があった。

川口委員：いじめの発生状況で、平成24年度小学校20件、中学校18件となっているが、平成24年度は大阪のいじめを受けて調査があり、いじめがあるか無いか、あれば何件くらいかという調査の集計だったと思う。全国で2.8倍に跳ね上がったと聞いているが、長浜市を計算すると2.9倍となっており全国並みではないかと思うのだが、心配するのはこういった24年度の時期にいじめがありませんと答えた学校である。ないと答えた学校が全国で42%、あると答えたのが58%、58%

の平均が1校につき9件といったデータが新聞に出ていたと思うのだが、認識をして報告をするということは少なくともいじめを認めて指導して対応したということになるが、ゼロで報告するということは、いじめの把握をしていないということで、把握をしていないところには当然指導も対応もない。長浜市では平成24年度以降いじめ件数をゼロと報告している学校はあるのか。

教育指導課長：データを確認し報告いたします。小さな学校でいじめはないと報告されていたところがあったと認識しています。

川口委員：いじめの定義がどんな些細なことでもいじめと認識されるようになってきているので、判断が難しいとは思っています。

西橋委員：ネットによるいじめというのはあるのか。

教育指導課長：LINEなどによるいじめは多いです。

理事：スマートフォンなどの持たせ方も家庭により様々で、学校へ持ってきてはだめだという共通認識はありますが、今後どのように歯止めをかけていくのかが現場の学校で一番頭を悩ませているところだと思います。

西橋委員：私が現場にいたのはもう7～8年前になるが、滋賀県教育委員会の生徒指導の方針として当時は学校へは携帯は持ってこないとなっており、全国でも滋賀県ともう1県くらいがそのような方針を決めて、PTA等に協力をお願いしていた。その方針は現在も変わっていないのか。

教育指導課長：はい、変わっていません。

理事：どうしても家庭の事情で携帯電話やスマートフォンを持たせる必要がある場合は学校に申し出て預かるということをしている学校も多いと思います。

桐山委員長：学校での使用というよりも、家でスマートフォンや携帯が手離せない、見ていないといられないといった中毒の状態の方がむしろ問題ではないか。

理事：LINEをしている子どものスマートフォンには1分おきに次々にLINEにメッセージが入ってくる状態で、私たちの想像を絶する世界です。どんなやりとりがされているのか、見ていないと不安になるのだと思います。

桐山委員長：返事をしないと無視したとみられるようだ。全国的には市町の単位、あるいは学校の単位で使用制限の条例やきまり等を作っておられるところもあるようだ。

川口委員：この間の誘拐・監禁事件で、子どもがGPS付きの携帯電話を持っていたため居場所が特定できたことから、保護者には子どもの命を守る道具として認識されたのではないかと。

教育センター所長：昨年校長をしていた時に、PTAと協力しLINEに詳しい方を講師に招き保護者対象のLINEの研修会を行いました。またセンターでも教員を対象に研修会を行っていますが、非常に人気があり、関心が高い研修会となっています。

井関委員：平成24年度は全国の都道府県で滋賀県がワースト2位であり、長浜市は滋賀県の割合を更に上回っているとのことで本当に心配な事態であると思う。不

登校のきっかけとしては友人関係、学業不振、無気力、不安など情緒混乱が多いとのことだが、ある大学の先生に、実は不登校児の4分の1くらいが発達障害の傾向を持ち、それによりコミュニケーションをとることが苦手となり孤立していくという傾向もあるといったことを聞いたことがある。従来の不登校児に対しては教師やスクールカウンセラーが中心となって、家庭と連携をとり色々と対処されていた場合が多いかと思うが、そういうデータを見ると精神科医の先生方や、カウンセラーでスーパーバイザー的な方を市が派遣するなどして、学校と家庭に支援していただくような取組みも今後必要ではないかと思う。医学的な援助を必要とされている子どもさんも多いと思う。

教育指導課長：事例によって相談が必要な場合は、県と連携を取りドクターの意見を聴くなどしています。確かに発達障害、特別支援を必要とする子どもに多いということについては、市内の状況をきちんとつかんでからこれからの対応を考えていきたいと思います。

理事：発達障害傾向の子どもが不登校になりやすいという指摘が一部にあります。友達づきあいが下手、人に誤解されるというタイプが多いですし、自分を表現することが苦手で、一旦そのようになってしまうとトンネルに入ってしまうようなケースが多いです。家庭児童相談室等関係機関との連携はもちろん、これからは医療機関の連携も不可欠だと思います。

桐山委員長：私の知人で、かつてお子さんが二人とも不登校であった。今は成人されて立派に職にもついておられ全く問題が無い状況なのだが、その方のケースでは親があまり深刻なところを子どもに見せずに対応していたことが良かったようだ。時代は少し違うが、そのお子さんが小学校から中学校に進学した時、中学校の先生がその子が不登校であったことを全く知らなかったと聞いた。そのあたりは今どうなっているのか。

教育指導課長：不登校だったことを知らないということは、ありえないことだと思います。小学校から中学校にあがるときには小学校時の状況を引き継ぎます。

理事：考えられるのは指導の形として、知っているけれどもリセットをする目的で、知らないとした対応を中学校ですることはあります。発達障害傾向のお子さんも同様に、特別な支援を必要としている場合には特別な指導計画を作成しています。それを保護者の同意の元に中学校と中学校の先生にも理解してもらい、必要に応じ入学までに保護者と中学校の先生がしっかりと話し合いをして、この子にとって一番いい状態で受け入れていく取組みは全ての小中学校でやっています。

井関委員：いじめ事案に、小学校で5月頃より暴力や言葉による嫌がらせを繰り返していたとされる事案があるが、すごく重い事案に思う。この子どもさんにどのように対処したのか教えてほしい。

教育指導課長：被害児童の保護者から連絡があり、すぐに学校側は家庭訪問をして状況を聞き、対応をしました。加害児童には、その翌日の1校時に聞き取りをして、いじめの実態を確認しました。加害児童は担任に涙ながらに事実を話し、し

たことを全て認めたということです。叩いたり蹴ったり、本を机の上に置き返させることなどを繰り返していました。学校では、聞き取った内容からいじめであり、被害児童を守りきることに、常に注意を怠らずに指導していくこと、加害児童についても継続して指導していくことを確認しています。また、放課後には双方の家に家庭訪問をして、事実と対応を報告し、連携して児童の指導にあたっていくことを伝えました。現在、継続指導中です。

川口委員：もう1件、中学生が小学生のころより文房具を買わされていたという案件について詳細を教えてください。

教育指導課長：生徒へのアンケート及び個人面接から認知されたものです。一人の女子生徒に対して、3人がシャーペンやシャーペンの芯、消しゴム等を数回にわたって5千円程度買わせていたもので、これについては小学校の高学年の時もあったということで、指導については被害生徒へのケア、加害生徒への指導、両保護者への説明、周囲の生徒への指導、学級への指導等を行いました。

理事：私は昔に比べいじめに対する親の反応が変わってきたと思います。加害の側の保護者は、早く認めて謝罪をして、早く終わらせたいと考えておられます。逆に、被害を受けた児童生徒の保護者は一度謝ったくらいでは許せないという思いがあり、保護者同士がこじれていきます。前は非を認めなくてこじれることが多かったのですが、近年の事例をみると被害者側は謝り方が納得いかない、うちの子の苦しみに比べてそんな謝り方ではと言われ、加害者側は子どもを連れて行き謝った、これ以上どうすればいいのかと言われます。

北川委員：私などは古い世代に入ってきており、昔は自分の子どもがいじめられた時には、いじめられた痛みが理解できたのだからそのことをしっかり覚えておき、いじめられても、いじめはしてはいけないという教育をしていたと思います。本当の勝負は、人間教育を前面に据えた学校の中でのクラスづくりであり、学級経営です。教員がそういうものを持って教壇に立っているかどうかです。不登校にしても、誰も策なんて持っていませんし、生き方にかかっている問題なのでからそんな簡単にはいきません。どこかで非常に重い荷物を背負ってしまった子どもに、保護者も教員もどう立つか、その認識がまず基本だと思います。

7. その他

・「幼稚園・保育園・認定こども園の運動会視察について」幼児課長から口頭で依頼があった。

・「給食センターの今後の整備計画について」すこやか教育推進課長から口頭で報告があった。

8. 閉会

委員長から、本日の委員会会議が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。